

小児慢性特定疾病医療費助成制度における「指定医」の申請の手引き

平成 26 年 5 月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 27 年 1 月 1 日からは新たな医療費助成が始まりました。

平成 27 年 1 月からの申請では、新制度に基づく医療意見書を記載することができるのは、都道府県知事が指定した「指定医」に限定されます。

ただし、神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市に勤務地がある場合は、各市長が指定します。

【 指定医について 】

- ・ 「指定医」は、申請時において 5 年以上診断・治療に従事経験（臨床医研修の期間を含みます。また、小児慢性特定疾病以外の診断、治療経験でもかまいません。）がある医師のうち、以下の 1 又は 2 の要件を満たす医師が対象となります。
- ・ 有効期間は 5 年以内です。

- | |
|---|
| 1 厚生労働大臣が定めた専門学会の専門医資格を有する医師（※P3、P4 参照）
又は |
| 2 都道府県等の実施した指定医研修を受講した医師 |

◀ ご注意ください ▶

2022 年 4 月 1 日から、小児慢性特定疾病の指定医の申請先が一元化され、申請先は、主として診断を行う医療機関のある自治体 1 か所だけになります。

主たる勤務地の所在地	指定医の申請先
神戸市内	神戸市こども家庭局こども家庭支援課 (078-322-6513)
姫路市内	姫路市保健所予防課 (079-289-1635)
尼崎市内	尼崎市保健所疾病対策課 (06-4869-3053)
西宮市内	西宮市保健所健康増進課難病等疾病対策チーム (0798-26-3669)
明石市内	あかし保健所健康推進課 (078-918-5657)
上記 5 市以外の兵庫県内の市町	兵庫県保健医療部疾病対策課 (078-341-7711)

【申請について】（神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市以外に主たる勤務地がある場合）

下記の必要書類を、兵庫県疾病対策課まで郵送でお送りください。

◆提出に必要なもの ◆

- ① 指定医指定申請書兼経歴書（兵庫県のホームページから、ダウンロード可能です）<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/syounishiteii.html>
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医資格に認定されていることを証明する書類の写し（専門医のみ）

【提出先】 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県保健医療部疾病対策課 がん・難病対策班
電話 078-341-7711

参考 指定医（小児慢性）の指定における厚生労働大臣が定める学会一覧

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医 周産期(母体・胎児)専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
頭頸部がん専門医	
放射線治療専門医	
放射線診断専門医	
手外科専門医	
脊椎脊髄外科専門医	
集中治療専門医	